



## 日本政策金融公庫の低利貸付の利用が伸びてない・・・？

さる3月10日に以下のような記事が日経新聞に掲載されていました。

政府の中小企業金融対策のうち、政府系の日本政策金融公庫が通常より低利で貸す「セーフティーネット貸付」が伸び悩んでいる。貸付枠10兆円に対し、2月末までの利用は9200億円。民間金融機関から資金を借りる際に信用保証協会が返済を保証する「緊急保証制度」の利用が急増しているのとは対照的だ。

2月26日の自民党の専門部会で中小企業庁がセーフティーネット貸し付けの実績を報告すると、ある議員は「ふに落ちない」と疑問を投げかけた。総枠20兆円の保証制度が3分の1以上の7兆円を超える利用があるのに比べ、貸し付けは総枠の10分の1以下にとどまっている。

日本政策金融公庫のセーフティーネット貸付には、緊急保証制度のような“対象業種”制限はありません。(また利率も低いはず!)。よって、緊急保証制度の対象業種にあてはまらなかった事業者も申請することのできる可能性はあります。多くの事業者が、緊急保証制度を中心に検討されているようですが、公庫のセーフティーネット貸付の存在も忘れないようにしてください。

### ※セーフティーネット貸付

<http://tinyurl.com/5nu9bt> (短縮 URL を使用)

このセーフティーネット貸付が伸び悩んでいる理由ですが、日経新聞によりますと、“民業圧迫”・・・批判から公庫が積極的な営業を控えていたためとのことです。これに対して、日本政策金融公庫は、今後は積極的に広告宣伝などを拡充していくようです(CMも放映されていますね!)。民業圧迫との批判を避けるための消極的な姿勢だとしたら、これは本当に困ったものです・・・。

しかしながら、実際の現場レベルでは、経営者自身が、保証制度と貸付制度の違いをしっかりと理解していない、というようなケースもあるようです。「そんなばかな!」とお思いになる方もいるでしょうが、これらの違いをしっかりと理解していない経営者も意外といます・・・。ちなみに、

現在実施されている中小企業向けの緊急対策資金は、「日本政策金融公庫の貸付(10兆円規模)」と「信用保証協会の保証制度(20兆円)」の合計30兆円の規模になります。

これらの緊急資金についての相談窓口として、経済産業省及び中小企業庁は、「日本政策金融公庫の全国の各支店」、「商工組合中央金庫の全国の各支店」、「沖縄振興開発金融公庫の本支店」、「全国の信用保証協会」、「各経済産業局の中小企業担当課」、「全国の商工会議所」、「各都道府県商工会連合会」などを指定しています。

保証制度と貸付制度の違いをきちんと理解できていない経営者の中には、一先ずは公庫に相談に行く方もいるでしょう。それはそれでいいのですが、公庫で、「緊急保証制度の利用はどうすればいいのか?」というような相談をすれば、公庫としては、先ずは緊急保証制度の申請手順などについて説明をしてくれるはずです。

実際、次のようなケースがありました。公庫に相談したのに、「自治体に行って認定申請をしてくださいとのアドバイスを受けた」と言う経営者がいましたが、詳細を聞いてみますと、ご本人が保証制度と貸付制度の違いをしっかりと理解していなかった、というのが結論でした。ご本人の記憶を辿るとやはり「緊急保証制度を・・・」と相談したようです。この場合、公庫の貸付を検討しているのなら、「現在実施されている公庫のセーフティーネット貸付を検討しているのですが・・・」と相談すればよかったです。マスコミやTVCMで、“緊急保証制度”については、かなり報道されていますので、多くの経営者は、“緊急保証制度”という単語が頭にしっかりとインプットされているのでしょう。

実に小さな話しではありますが、もし、この点について曖昧でしたら、この場で整理して下さい。

ただ、公庫としては、もう少し気を使って対応してくれてもいいのに・・・と思いますよね。担当者ごとの力量にもよるのですが、100年に1度の不況で、あらゆる相談窓口が混乱しているのも事実です。やはり、経営者にも最低限の知識を持ってほしいと思います!!